

「檀原市立小学校の通学区域の在り方に関する基本的な考え方」について

答 申

平成21年1月13日

檀原市小学校通学区域検討委員会

目 次

- ・ はじめに
- ・ (1) 検討にあたって
- ・ (2) 提言事項
- ・ (3) 配慮事項
- ・ おわりに

「榿原市立小学校的通学区域の在り方に関する基本的な考え方」について

答

申

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化、都市化の進行、高度情報化等、社会情勢の変化はめまぐるしいものがあり、これらに対応した教育環境の整備が求められております。学校教育においては、安心・安全の取組を進めることが、急務の課題です。

このような社会背景の下、榿原市小学校通学区域検討委員会は、「榿原市立小学校的通学区域の在り方の基本的な考え方について」の提言を取りまとめるために調査・検討を重ねるとともに、パブリックコメントを実施し、鋭意審議を重ね一つの方向性を導き出す努力をしてきたところです。ここに基本的な考え方として「答申」いたします。榿原市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨を十分に受け止められ、通学区域の検討に配慮されますようお願いいたします。

(1) 検討にあたって

昭和54年に耳成西小学校が分離新設されました。以来、今日までの20年間に社会状況、交通事情等が大きく変化し、児童の登下校等の安全面における不安も増大してきました。これらのことも踏まえ、市教育委員会において、通学区域の在り方の基本的な考え方について提言を求めるために、平成19年3月23日に「榿原市小学校通学区域検討委員会」（以下、検討委員会とする）が設置されました。

本検討委員会は、平成19年7月25日に教育長から、「榿原市立小学校的通学区域の在り方の基本的な考え方について」次のように諮問を受けました。

本市の通学区域については、昭和33年6月15日に制定後、市の人口急増に伴い、道路、鉄道の交通網を配慮しながら、昭和45年に白榿南小学校、続いて耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校、白榿北小学校の分離新設を経て、昭和54年の耳成西小学校を最後に現在に至っています

その後も本市における都市整備状況は著しいものがあり、国道24号榿原バイパス、中和幹線、奈良榿原線、国道165号バイパス、国道24号大和高田バイパス、京奈和自動車道（一般部）が順次開通し、通学区域が幹線道路で分断され、交通弱者といわれる子ども達にとっては、通学時における安全面で大きな脅威となっています。

また、近年、子どもが被害に遭う事件・事象も増加しつつあり、保護者をはじめ地域で見守り活動をしていただいている住民の皆さん方からも、治安面から通学時の安全性・利便性を求める声が日々大きくなってきております。

従いまして、このような子どもたちを取り巻く社会背景・時代背景を考慮し、また保護者・地域の声を反映した通学区域への見直しを行うにあたり、小学校通学区域検討委員会を設置し、現在の通学区域の留意すべき事項について検証・検討いただき、ご提言をいただきたく諮問いたします。（平成19年7月25日 教育長諮問文より）

この諮問を受け、通学区域の在り方の基本的な考え方について提言を出すために、検討委員会は、小学校区における基幹道路の整備により分断された町について、小学校所在地及び隣接町の様子、また転入時における教育委員会への校区についての問合せ等の資料をもとに、子どもの通学時の安全性・利便性を第一義とし、課題となる地域や町の確認を進めてまいりました。

さらに、児童数の推移・学校施設の収容能力や新しい幹線道路の状況等も視野に入れながら検討・検証するとともに、地域住民のつながりも尊重する方向で議論を重ねてまいりました。

検討委員会で話し合った内容は下記のとおりです。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 第1回検討委員会
(平成19年7月25日開催) | 小学校通学区域における現状について
児童数の推移について |
| 第2回検討委員会
(平成19年8月27日開催) | 小学校通学区域における現状と課題
檀原市立小学校の沿革について
檀原市立小学校の普通教室数について
通学距離について 通学路の現況について
平成18年度不審者事案校區別発生件数について
基幹道路の整備により分断された町の検証について |
| 第3回検討委員会
(平成19年11月28日開催) | 小学校の沿革について
通学路における登下校途中の事故について
通学区域における地域・保護者からの要望について
通学区域における課題について |
| 第4回検討委員会
(平成20年2月18日開催) | 1 報告・説明
小学校通学区域における意見について
校区が異なる町について 電車通学について
2 基本方針に向けての検討事項
通学距離について 安全性・利便性について
通学時に児童が交差する校区について
基本方針の検討 |
| 第5回検討委員会
(平成20年7月9日開催) | 中間まとめ(案)について |
| 中間まとめに対する意見(パブリックコメント)募集(8月25日～9月16日) | |
| 第6回検討委員会
(平成20年10月29日開催) | パブリックコメントに対する意見交換 |
| 第7回検討委員会
(平成21年1月13日開催) | 答申(案)について |

(2) 提言事項

次の事項を基本として、通学区域の検討をしていくこと。

イ) 子どもの通学距離・通学時間の短縮について考慮すること

現在通っている小学校より、距離的に近い学校が存在し距離及び時間が短縮できる一方、中学校区となると、通学する学校によっては逆に距離が遠くなるということが生じる場合もあります。通学距離・通学時間が短縮できる学校への通学について考慮する必要があります。

ロ) 基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性を図ることについて考慮すること

小学校の分離新設に際しての通学区域は、道路・鉄道網を配慮してきました。しかし、その後の市内道路の整備状況は著しいものがあり、校区が基幹道路で分断され、通学の安全面が危惧される地域があります。学校、地域をはじめ関係者の方々の努力により、道路整備をはじめ、横断歩道や歩道橋の設置など安全対策がなされてきました。その結果、幹線道路における横断歩道や歩道橋の利用により通学している現状がありますが、基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性が図れる学校への通学について考慮する必要があります。

ハ) 通学距離を短縮する方向で検討する際、地域を分断することへの影響について十分考慮すること

通学時に、他の校区の児童の通学と交差する事象が見受けられる地域や交通機関を利用して通学している地域があります。通学距離を考えた際、校区変更により安全性・利便性が図れますが、校区が変わることによって、さらに地域を分断することにつながる場合もでてきます。すでに分断されている町においては、現在、学校行事は小学校を中心に行い、社会教育面等では自治会を中心を実施するという問題が生じており、地域の方々の混乱を招いているところもあります。校区を考える上で、さらなる分割は避けなければなりません。地域の理解を得ることができるかという点について考慮する必要があります。

ニ) 通学路の防犯環境面からの安全性を図ることについて、児童の安全確保を検討し、保護者の不安を解消する方向で考慮すること

各小学校区では子ども見守り活動や青パト活動など、地域、学校が一体となり児童の安全確保に努めていただいているところです。しかし、各学年での下校時刻が異なるため、児童一人で人通りの少ないところを下校することに対し保護者が不安を抱かれ、遠回りをしての下校や保護者が送迎をしての登下校などの現状があります。安全性・利便性を確保する点で、児童、保護者の不安も解消できる学校への通学について考慮する必要があります。

また、通学路を点検し、児童の通学の安全に配慮し、横断歩道、信号機、標識の設置や歩道の拡張工事などを行っていく必要があります。そのため、学校、保護者、地域が絶えず連携を密にし、安全対策を進めていくように努めていく必要があります。子どもの安全確保においては、学校や地域の実情に応じた学校の安全管理体制の確立や危機管理能力の向上を図るとともに、家庭や地域の日常的な連携・協力が大切です。

(3) 配慮事項

次の事項について配慮すること。

- ① 現在の中学校区を基本とする。
- ② 地域の課題や実情を踏まえ、地域の自治会のつながりを尊重して考えていく。
- ③ 既存施設（学校）の収容能力を配慮する。
- ④ 変更により、学校運営に支障をきたすことがないようにする。
- ⑤ 通学距離と安全性・利便性のどちらを優先するかではなく、総合的に考える。

以上、教育長から諮問された事項に対して、今後の具現化に向けての基本となるよう「檀原市小学校通学区域検討委員会」の答申といたします。

おわりに

通学区域の在り方についての課題を克服していくためには、今後、人口動態・社会情勢が変化してきたとき、必要に応じて検討を進めていくべきであるという認識も、検討委員会の総意であることを明記しておきます。また、地域の見守り、地域福祉、防犯・防災、保護者同士の交流等、地域とのつながりを今後一層重要視していく必要があります。

検討においては、本答申の十分な理解のもと、保護者をはじめ関係者の協力が不可欠であることを改めて付け加えておきます。

尚、通学路の安全性や整備においては、教育委員会において十分に検討され、地域と連携され対応されることを願うしだいです。

橿原市小学校通学区域検討委員会委員名簿

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	有識者・学識経験者	喜多 俊幸	奈良大学教授	委員長
2	有識者・学識経験者	吉田 明史	奈良教育大学教授	副委員長
3	有識者・学識経験者	杉井 康夫 H20.6.2 ~ H21.1.13	市議会議長	
		平沼 諭 H20.3.3 ~ H20.6.2		
		細川 佳秀 H19.7.4 ~ H20.3.3		
4	自治会代表	中井 靖教	自治委員連合会会長	副委員長
5	自治会代表	吉村 章	自治委員連合会代表	
6	自治会代表	横尾 敏雄	自治委員連合会代表	
7	公募者	氏田 節子		
8	公募者	田ノ上 知津		
9	幼稚園のPTA代表	奥田 英人	市PTA連合会代表	
10	小学校のPTA代表	西村 宗男	市PTA連合会代表	
11	中学校のPTA代表	岸田 康治	市PTA連合会代表	
12	幼稚園長会の代表	杉本 和子	耳成幼稚園長	
13	小中学校長会の代表	工藤 英俊	鴨公小学校長	
14	関係行政機関の職員	松村 全計 H20.4.1 ~ H21.1.13	教育総務部長	
		佐藤 幸一 H19.7.4 ~ H20.3.31		
15	関係行政機関の職員	守道 文康 H19.7.4 ~ H20.3.19	理事(教育委員会担当)	

(敬称略・順不同)